



高島市告示第145号

特定空家等の解体、撤去および処分について

次の建築物およびこれに付属する工作物（以下「建築物等」という。）の所有者または管理者であって、確知できない者（以下「所有者等」という。）について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第10項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月3日

高島市長 福井正明



- 1 建築物等の所在地  
高島市安曇川町北船木2001番地
- 2 建築物等の家屋番号等  
家屋番号 2001番の1  
種類（主たる建物） 居宅  
構造（主たる建物） 木造草葺平屋建  
延床面積（主たる建物） 69.42㎡  
種類（附属建物） 物置  
構造（附属建物） 木造トタン葺平屋建  
延床面積（附属建物） 9.88㎡  
種類（附属建物） 便所  
構造（附属建物） 木造瓦葺平屋建  
延床面積（附属建物） 3.36㎡
- 3 必要な措置の内容  
本件建築物等を解体、撤去および処分をすること。

4 必要な措置を命ずべき理由

本件建築物等は、建物の一部が崩壊し、更なる崩壊等により北側および南側住宅に被害を及ぼすおそれが高く、建物の南側は倒壊防止のため隣接者が緊急安全措置を講じている状態であり、法第2条第2項に規定する特定空家等に該当する。

このまま放置した場合、さらなる倒壊によって周辺への悪影響の程度が一段と拡大するおそれがあり、著しく公益に反すると認められるものである。

措置については、建築物等の構造部材が著しく劣化しており修繕で耐えうる状態ではないことから、除却を命ずるものである。

5 履行期限

平成30年12月22日

6 高島市長による措置

所有者等が、5の履行期限までに3の措置を履行しないときは、法第14条第10項の規定により、所有者等の負担において、市長または市長が命じた者もしくは委任した者（以下「市長等」という。）が3の措置を行うことがある。

7 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、建築物等の中およびその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、5の期限までに運び出したりその物を指定して保管もしくは引き渡すよう通知すること。

8 問い合わせ先

高島市市民生活部市民協働課

住所 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

電話 0740-25-8526